

(その1)

会計	繰越	検算	転記		0	⑦
①③	③	①④	①②④	0	0	0

収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

(ふりがな) しゅうぎいんぎいんしのはらたかしぜんこくこうえんかい
1 政治団体の名称 衆議院議員篠原孝全国後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県長野市若里4-12-26 宮沢ビル2F

3 代表者の氏名 篠原 孝

4 会計責任者の氏名 岡本 匡広

事務担当者の氏名 岡本 匡広

(電話) 03-3508-7268

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
篠原 孝
公職の種類
衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

102320

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額						4	0	7	4	6	7	4
	(前 年 からの繰越額)					3	2	9	3	6	5	3
	(本 年 の 収 入 額)						7	8	1	0	2	1
支 出 総 額							5	9	7	8	2	7
翌 年 へ の 繰 越 額						3	4	7	6	8	4	7

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額												0
員 数												0 [^]

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額							備 考			
	(7) 個 人 からの寄附				6	8	1	0	0	0		
	(うち特定寄附)									0		
	(イ) 法人その他の団体からの寄附									0		
	(ウ) 政治団体からの寄附									0		
小 計 (7) + (イ) + (ウ)					6	8	1	0	0	0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)										0		
イ 政党匿名寄附										0		
合 計 (ア + イ)					6	8	1	0	0	0		

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額						備考
		十億	百万	千	円			
1	その他の事業収入			100	000		12/6 菅直人先生慰労会	
				</				

(その6)

(6) その他の収入

[illegible]

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		1.個人		
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額				年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考
		十億	百万	千	円				
1	三輪 芳秋			53	000	R5/5/9	静岡県駿東郡長泉町下土狩1210	自営業	
2	鬼澤 幸子			13	000	R5/5/9	埼玉県川越市南田島2491-52	無職	
3	黒澤 成吉			8	000	R5/5/11	東京都港区六本木5-15-12パークコート麻布島居坂403	会社役員	
4	佐藤 光一郎			53	000	R5/5/12	千葉県君津市南子安5-15-5	会社役員	
5	寺田 幸一郎			3	000	R5/5/12	神奈川県川崎市幸区河原町1丁目河原町団地15-402	会社員	
6	尾崎 州日古			53	000	R5/5/12	東京都江東区潮見2-10-15-1208	会社役員	
7	岩間 光夫			20	000	R5/5/15	神奈川県横浜市戸塚区矢部町636-1ファミリー戸塚605	会社員	
8	宮脇 豊			5	000	R5/5/28	東京都世田谷区赤堤3-10-4	会社役員	
9	小林 隆吉			25	000	R5/5/30	神奈川県川崎市宮前区平2-20-6-302	会社役員	
10	江森 剛文			5	000	R5/11/10	東京都文京区春日2-18-7-901	無職	
11	寺田 幸一郎			10	000	R5/11/24	神奈川県川崎市幸区河原町1丁目河原町団地15-402	会社員	
この頁の小計				248	000				
その他の寄附				433	000				
合 計				681	000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額										備 考
1 経 常 経 費											
(1) 人 件 費						9	0	0	0		
(2) 光 熱 水 費									0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						7	3	6	5	1	
(4) 事 務 所 費						1	7	9	0	9	0
小 計						2	6	1	7	4	1
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費						1	1	1	8	0	0
(2) 選 挙 関 係 費										0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						1	1	1	0	7	0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費										0	
イ 宣 伝 事 業 費										0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費										0	
エ そ の 他 の 事 業 費						1	1	1	0	7	0
(4) 調 査 研 究 費						1	1	3	2	1	6
(5) 寄 附 ・ 交 付 金										0	
(6) そ の 他 の 経 費										0	
小 計						3	3	6	0	8	6
合 計						5	9	7	8	2	7

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備考
		十億	百万	千	百	十	円				
1	コピー用紙、名刺用紙、祝儀袋代			1	3	1	88	R5/4/27	株式会社加登屋	東京都大田区蒲田5-26-8	
	この頁の小計			1	3	1	88				
	その他の支出			6	0	4	63				
	合 計			7	3	6	51				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分		4.事務所費			
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考	
		十億	百万	千	円							
1	複合機リース料			1	5	8	4	0	R5/1/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	複合機各種保守サービス料			1	3	1	8	0	R5/5/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
3	複合機各種保守サービス料			1	4	3	7	4	R5/8/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
4	郵送料			1	3	7	7	6	R5/5/2	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
5	郵送料			3	4	0	4	0	R5/11/7	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
6	1			2	1	3	6	1	R5/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
7	監査費			3	3	0	0	0	R5/7/6	税理士 山口博幸	長野県長野市稲田3-18-20	
	この頁の小計			1	4	5	5	7	1			
	その他の支出			3	3	5	1	9				
	合 計			1	7	9	0	9	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分					1.組織活動費		(渉外費)	
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備考				
1	長野県人会連合会年会費	十億	百万	千	円		R5/3/15	長野県人会連合会	東京都千代田区神田佐久間町2-7 第6東ビル					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 1.組織活動費 (交際費)			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	生花代			1	9	8	R5/12/8	株式会社コムウェル	東京都杉並区阿佐谷南3-6-1
2	生花代			1	6	5	R5/12/20	ナウエル	山形県東置賜郡高畠町大字高畠1327-2
この頁の小計				3	6	3			
その他の支出									
合 計				3	6	3			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分				6.その他の事業費		(その他の事業に係る支出)	
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考		
1	12/6 菅直人先生慰労会 12/6 菅直人先生誤慰労会	十億	百万	千	円			R5/12/6	折おり	東京都港区赤坂2-14-5Daiwa赤坂ビル1F			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分					7.調査研究費		(調査研究費)	
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備考				
1	研究会活動費			十億		百万	千	円	R5/11/1	超党派石橋湛山研究会（事務局長小山展弘）	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1113				
			</												

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月20日

政治団体の名称 衆議院議員篠原孝全国後援会

会計責任者の氏名 岡本 匡広

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

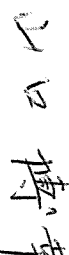
様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14	*1	NHK受信料(R5年12月-R6年11月)
4.事務所費		

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 20 日

衆議院議員篠原孝全国後援会

代表 篠 原 孝 殿

登録政治資金監査人  
登 録 番 号 第 2692 号
研 修 終 了 年 月 日 平成 21 年 7 月 3 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、衆議院議員篠原孝全国後援会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、衆議院議員篠原孝全国後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。



(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

衆議院議員篠原孝全国後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、衆議院議員篠原孝全国後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

